

和歌山市ファミリー・サポート・センター ご利用の皆様へ

幼児教育・保育の無償化について

○教育・保育施設（保育所・認定こども園・幼稚園）を利用していない方

3～5歳の子どもたちは、月額37,000円まで、0～2歳の子どもたちは、住民税非課税世帯に限り月額42,000円までの利用料が無償化の対象となります。

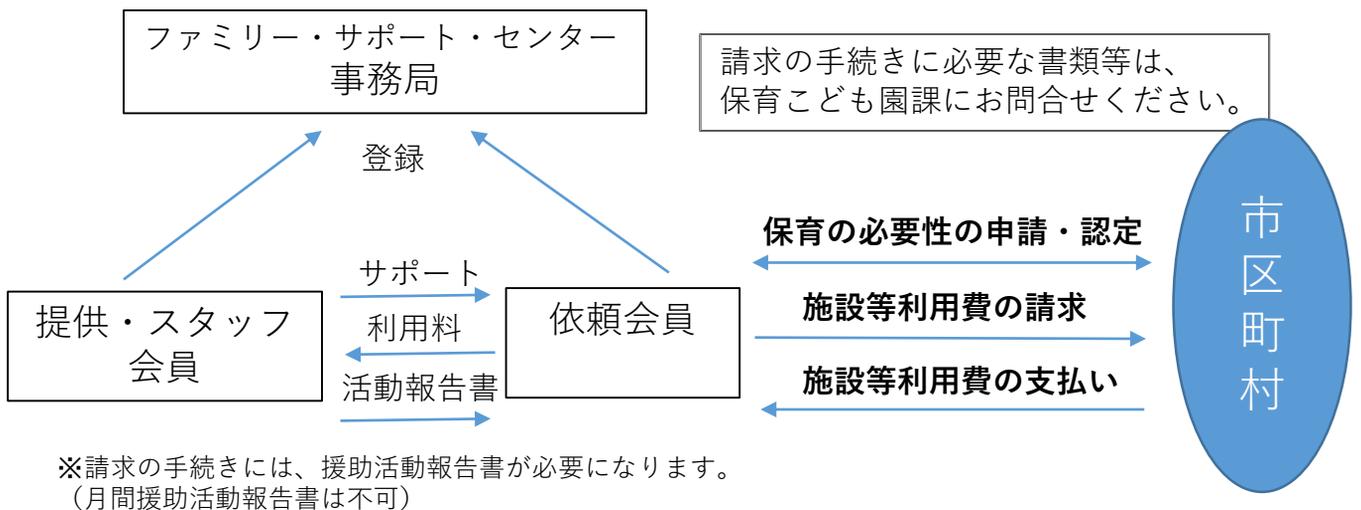
ただし、**保育の必要性があると認定**を受ける必要があります。

※認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）が対象となります。

○幼稚園の預かり保育事業との併用が認められる場合

月額11,300円（幼稚園満3歳入園児は月額16,300円）までの範囲で無償化されます。

ただし、**保育の必要性があると認定**を受ける必要があります。



※請求の手続きには、援助活動報告書が必要になります。
(月間援助活動報告書は不可)

・無償化の対象は預かりの利用料です。送迎のみ利用、食費、交通費などは、これまでどおり利用者負担となります。

問合せ先

和歌山市役所 保育こども園課 TEL 073-435-1064
(施設等利用費の請求先)

子育て支援課 TEL 073-435-1329